

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3140529号  
(U3140529)

(45) 発行日 平成20年3月27日(2008.3.27)

(24) 登録日 平成20年3月5日(2008.3.5)

(51) Int.Cl. F 1  
A 4 7 L 13/38 (2006.01) A 4 7 L 13/38 B

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 実願2008-202 (U2008-202)  
(22) 出願日 平成20年1月18日(2008.1.18)(73) 実用新案権者 308001341  
鈴木 恵志  
静岡県浜松市浜北区豊保375の16番地  
(74) 代理人 100132218  
弁理士 山本 健男  
(72) 考案者 鈴木恵志  
静岡県浜松市浜北区豊保375の16番地

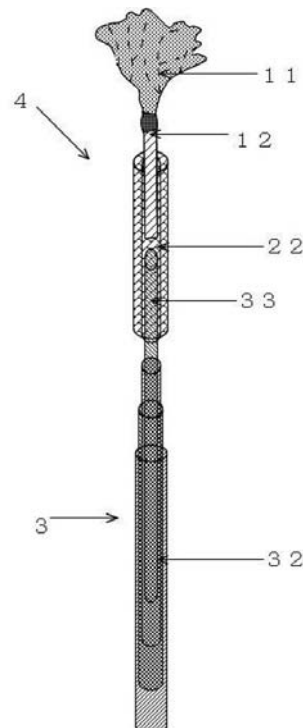
(54) 【考案の名称】 伸縮自在な清掃用はたきとその手入用ブラシとの清掃用はたきセット

## (57) 【要約】

【課題】手軽に天井や蛍光灯等の高所に付着した塵・すすや蜘蛛の巣を、空中に飛散させずに除去する清掃用具とその清掃用具を再使用するための清掃用はたきセットの提供である。

【解決手段】毛ばたきは、塵・すす等の箇所に毛先を軽く押しあてて、小刻みに震わせることで塵・すすと等を確実に絡め取ってしまい空中に舞い上がらせることがないことに特徴がある。この毛ばたきを高所にて使用するためには、わざわざはしごを用意するまでもなく、高さにあわせて使用できる伸縮自在な竿の先端にこの毛ばたきを付けることにより可能である。また、各種の毛ばたきを試してみると、鳥の羽を使用した毛ばたきに比べ、プラスチック製の毛ばたきの方が価格も安く、静電気を帯やすく塵・すす等を絡め取ってしまう傾向があることが分かった。さらにヘアブラシ等で毛ばたきに付着した塵・すすや蜘蛛の巣を除去することができ、毛ばたきの再利用も可能である。

【選択図】 図7



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

伸縮自在な竿の先端に毛ばたきを装着させた清掃用はたき。

**【請求項 2】**

伸縮自在な竿の先端に毛ばたきを装着させるための装着用具を絶縁体とした請求項 1 の清掃用はたき。

**【請求項 3】**

プラスチック素材の毛ばたきを用いた請求項 1 または請求項 2 の清掃用はたき。

**【請求項 4】**

請求項 1 ないし請求項 3 の清掃用具とヘアブラシを一組にした清掃用はたきセット。

10

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、手軽に天井等の高所に付着した塵や蜘蛛の巣を清掃するはたきと、このはたきを手入して再使用するためのブラシに関する。

**【背景技術】****【0002】**

コンビニエンスストア等は、そのイメージの維持・向上のためにも、店内を常に清潔に維持することが重要である。天井の塵・すすや蛍光灯に付着する蜘蛛の巣等は、店のイメージをダウンさせるため、常に清掃する必要がある。しかし、これらの除去のためには、高所のため、その都度はしごを用意したり、また塵等が店内に飛散することを防ぐため、塵等を吸引させる電気掃除機等を使用する必要があるなどして、その作業が手軽にできないという問題点がある。こうした清掃作業は、お客が店内にいた場合などは不快感を与えるため、できるだけお客のいない時間にすることが必要である。しかしコンビニエンスストアの特徴の一つとして営業時間が長いこともあり、こうした清掃時間をなかなか取れないのが現状である。

20

**【0003】**

長年に渡りコンビニエンスストアを運営してきた本考案者は、天井や蛍光灯に付着している塵・すすや蜘蛛の巣を手軽に除去し、それも空中に塵・すす等を飛散させない方法はないかと考えていた。昔からの竹の柄に布切れを付けたはたきでは、はたくことで塵・すす等を空中に舞い上がらせてしまい陳列された商品に塵・すす等を付着させる結果となり、適切な清掃用具とは言えず、吸引させる掃除機では、はしごなどを用意する必要があり手軽に清掃することができない。

30

**【0004】**

そこで思いついたのが毛ばたきを使用することであった。毛ばたきは、塵・すす等の付着した箇所に毛先を軽く押しあてて、小刻みに震わせることで塵・すす等を絡め取ってしまい、空中に舞い上がらせることがないためである。さらにこの毛ばたきを高所にて使用するためには、わざわざはしごを用意するまでもなく、高さにあわせて使用できる伸縮自在な竿の先端にこの毛ばたきを付けることにより可能である。また、各種の毛ばたきを試してみると、羽毛を使用した毛ばたきに比べ、プラスチック製の毛ばたきの方が価格も安く、さらに静電気を帯やすく塵・すす等を容易に絡め取ってしまう傾向があることが分かった。

40

**【0005】**

一方蜘蛛の巣は、粘着性があり天井等に生じた蜘蛛の巣を毛ばたきにて容易に清掃できるが、逆に毛ばたきに付着した蜘蛛の巣を除去して、毛ばたきを再利用することが難しい。こうした清掃用具は毎日使用するものであり、できれば再生して再利用することが望ましい。考案者は、目の粗い簡単なヘアブラシで毛ばたきを梳くようにすると毛ばたきから蜘蛛の巣や塵・すすが除去しやすく、使用した毛ばたきを再利用できることを経験的に知った。

**【0006】**

50

こうして、考案者は、コンビニエンスストア店内の天井部や蛍光灯等の高所に付着した塵・すすや蜘蛛の巣を、空中に飛散させずに手軽に清掃するための清掃用具として、伸縮自在な竿の先端に毛ばたきを装着させた清掃用はたきを使用することを思いついた。また使用して、塵・すすや蜘蛛の巣が絡みついた毛ばたきをヘアブラシで梳かして塵・すすや蜘蛛の巣を取り除き再使用するようし、この清掃用はたきとヘアブラシを一セットとして準備するようにした。

【0007】

清掃用具としての毛ばたきはインターネット上でも多くの製品が紹介されているが、それらは、各種の鳥の羽毛を使用した比較的高価な毛ばたきが主である。また本考案に関する先行技術を調べると、以下のようなものがある。断面扁平な柄の一端に先端を所定の幅で切れ目を入れたペーパー状化学雑巾をたたんで形成した着脱自在に固着した穂先交換可能なはたき(特許文献1)、建物の高所にある窓ガラス等を清掃するため、把持部材に自在に折り曲げ可能でしかも任意の形状で固定することができる棒状または筒状の可撓性部材を介して清掃具を取り付ける清掃用具(特許文献2)さらには使用箇所に応じた毛部長さに調整し不使用時には毛部を外被させずに保管できる毛ばたき(特許文献3)等がある。

10

【0008】

【特許文献1】実用新案登録第3039598

【特許文献2】実用新案登録第3120127

【特許文献3】実用新案公開平7-20159

【0009】

特許文献1では、使用するのは交換可能なはたきであり、毛ばたきを使用するものではない。特許文献2では高所を清掃するため棒状または筒状の可撓性部材を介して清掃具を取り付けた清掃用具であり、清掃具として毛ばたきを用いることに限定されていない。また、特許文献3は毛ばたきの構造等に関する技術であり本考案と直接的な関係はない。

20

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0010】

本考案が解決しようとする問題点は、手軽に天井や蛍光灯等の高所に付着した塵・すすや蜘蛛の巣を、空中に飛散させずに除去する清掃用具とその清掃用具を再使用するための用具である。

30

【課題を解決するための手段】

【0011】

すなわち、請求項1の考案は、伸縮自在な竿の先端に毛ばたきを装着させた清掃用はたきである。伸縮自在な竿とは、何本かの竿を継いで使用する継竿や、中空になった竿の中に細い竿が仕込まれこれを引っ張り出すと長くなる振り出し竿等があり、釣り用などの用途は別として、伸縮自在な棒状のものであれば伸縮自在な竿とする。毛ばたきとは、昔からの竹の柄に布切れを付けたはたきではなく、鳥の羽毛あるいはプラスチック繊維等を中芯となる柄に植えたものであり、塵・すす等を絡め取ることができるものである。毛ばたきの一例として羽毛の毛ばたきを図1に、プラスチック製の毛ばたきを図2に示す。装着させるとは、竿の先端に毛ばたきを取り付けて一体化することをいい、クリップで係止すること、竿の先端と毛ばたきの把持部分をテープで巻いて取り付けることも装着に含まれる。こうした装着するものを装着用具とする。また、毛ばたきと伸縮自在な竿とを装着用具で一体化して天井等の高所を清掃する用具を清掃用はたきとする。

40

【0012】

請求項2の考案は、伸縮自在な竿の先端に毛ばたきを装着させるための装着用具を絶縁体とした請求項1の清掃用はたきである。竿の先端に毛ばたきを装着させる方法は前述のように数多くある。本考案では竿の先端と毛ばたきを一体化させる装着用具を用意するとともに、その装着用具に絶縁体を用いるものである。蛍光灯等を清掃する際に、導電性の伸縮自在な竿の先端が蛍光灯等の電源に接触し感電することを防止するためである。装着用具としては、竿の先端と毛ばたきの把持部を嵌合させるプラスチック製、ゴム製の筒状の

50

ものあるいは双方を係止するためのネジ山をつけた物等がある。しかし、装着用具としての形体はこれに限るものではなく、伸縮自在な竿と毛ばたきを一体とさせるもので絶縁体であれば足りる。

【0013】

請求項3の考案は、プラスチック素材の毛ばたきを用いた請求項1または請求項2の清掃用はたきである。プラスチック素材を用いたのは、羽毛に較べプラスチックは静電気が生じやすく、塵・すす等が毛ばたきに絡め取りやすいためである。

【0014】

請求項4の考案は、請求項1ないし請求項3の清掃用具とヘアーブラシを一組にした清掃用はたきセットである。ヘアーブラシは、毛ばたきに絡みついた塵・すすや蜘蛛の巣を除去するものであり、図3に示す安価な簡単なヘアーブラシで足りる。また図4に示す円形状のシャンプーブラシでも良い。なお、シャンプーブラシもヘアーブラシに含まれるものとする。

10

【考案の効果】

【0015】

請求項1の考案は、手軽に天井や蛍光灯等の高所に付着した塵・すすや蜘蛛の巣を、空中に飛散させずに除去する清掃用具を提供するものである。請求項2の考案は、絶縁体の装着用具を竿の先端に付けることにより導電性の竿を用いての清掃の際に感電を防ぐためである。請求項3の考案は、プラスチック製の毛ばたきとしたのは、プラスチック製の方が羽毛に較べ静電気が生じやすく、塵・すす等を吸着し、かつ価格も安いためである。請求項4の考案は、清掃用はたき、装着用具、ヘアーブラシをまとめて1セットとし、清掃用はたきセットとして提供するためである。

20

【考案を実施するための最良の形態】

【0016】

以下に本考案を実施するための例を挙げる。

【実施例1】

【0017】

図5は、一般市販品の毛ばたき1の概略図である。この毛ばたきの柄12を釣竿の先端33とともに装着具であるゴムひも21で巻きつけ一体化したものである。釣竿の先端部分33は弾力性を有しているが折れやすい。図6は先端部が折れたいわゆる廃材である釣竿を再使用して清掃用はたきとしたものである。この釣竿を使用しても全長約2.5mとなり店内の天上面や蛍光灯の隅々まで清掃することが可能である。

30

【実施例2】

【0018】

第2の実施例を図7に示す。図7の実施例では、伸縮自在な竿3として、市販のアルミ製伸縮竿32を用いている。竿の先端33が蛍光灯等の電源に接触しても感電を防止するため、絶縁体である円筒形のプラスチック製装着用具22を竿の先端33に付け、毛ばたきの柄12をその中に挿入して竿と一体化している。このアルミ製伸縮竿32は4節の振り出し竿があり、全長が約3mとなり屋根裏の塵・すすや蜘蛛の巣までも清掃することができる。

40

【実施例3】

【0019】

使用して毛ばたきに付いた塵・すすや蜘蛛の巣は、図3や図4に示したヘアーブラシ等で梳かすことにより除去することができる。図2に示すようなプラスチック製の毛ばたきでは、静電気を帯びやすく、ヘアーブラシでも塵が取れにくい場合には、毛ばたき部分11を金属に接触させ静電気を放電させることにより、塵等が除去しやすくなる場合がある。例えば、図示しないが、金属製の20リッターカンいわゆる1斗カンをゴミ箱として、そのカんに毛ばたきを接触させながらヘアーブラシ5で梳かすことにより毛ばたきに絡められた塵・すす等を除去することができる場合がある。

【実施例4】

50

## 【 0 0 2 0 】

図 8 は、伸縮自在な竿 3、毛ばたき 1、装着用具 2 及びヘアブラシ 5 を一つにまとめて清掃用はたきセット 6 として提供しようとするものである。

## 【 産業上の利用可能性 】

## 【 0 0 2 1 】

手軽に天井や蛍光灯等の高所に付着した塵・すすや蜘蛛の巣を、空中に飛散させずに除去する清掃用具とその清掃用具を再使用するための用具であり、使用できなくなった釣竿等を再利用して安価に製作することができる。また、学校等の天井等も安全に清掃でき、今後の利用が期待される。

## 【 図面の簡単な説明 】

10

## 【 0 0 2 2 】

【 図 1 】 羽毛の毛ばたき

【 図 2 】 プラスチック製毛ばたき

【 図 3 】 ヘアブラシ

【 図 4 】 シャンプーブラシ

【 図 5 】 毛ばたきの概略図

【 図 6 】 清掃用はたき 1

【 図 7 】 清掃用はたき 2

【 図 8 】 清掃用はたきセット

## 【 符号の説明 】

20

## 【 0 0 2 3 】

1 毛ばたき 1 1 毛ばたき部分 1 2 (毛ばたきの) 柄

2 装着用具 2 1 (装着用具としての) ゴムひも 2 2 プラスチック製筒状装着用具

3 伸縮自在な竿 3 1 釣竿 3 2 アルミニウム製伸縮竿 3 3 竿の先端

4 清掃用はたき

5 ヘアブラシ

6 清掃用はたきセット

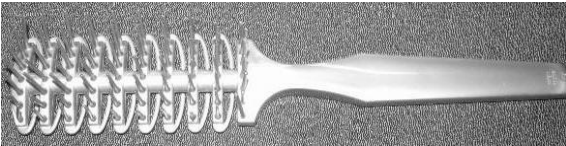
【 図 1 】



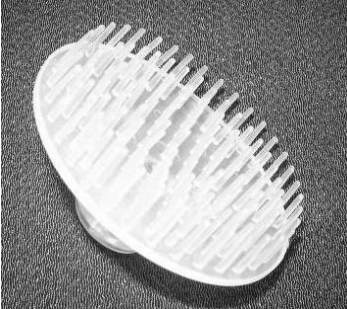
【 図 2 】



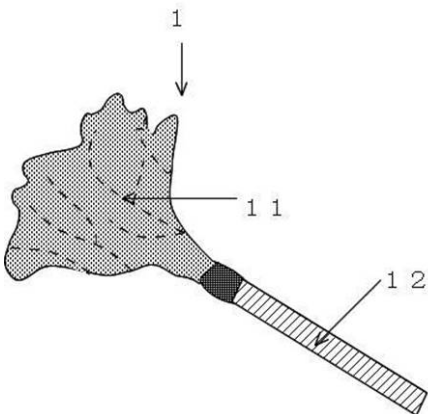
【 図 3 】



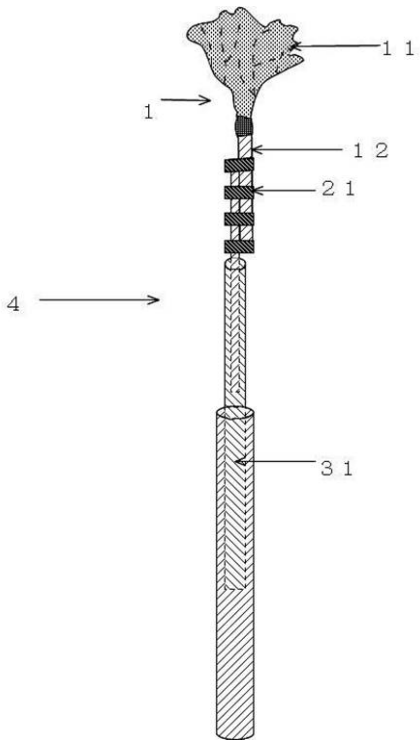
【 図 4 】



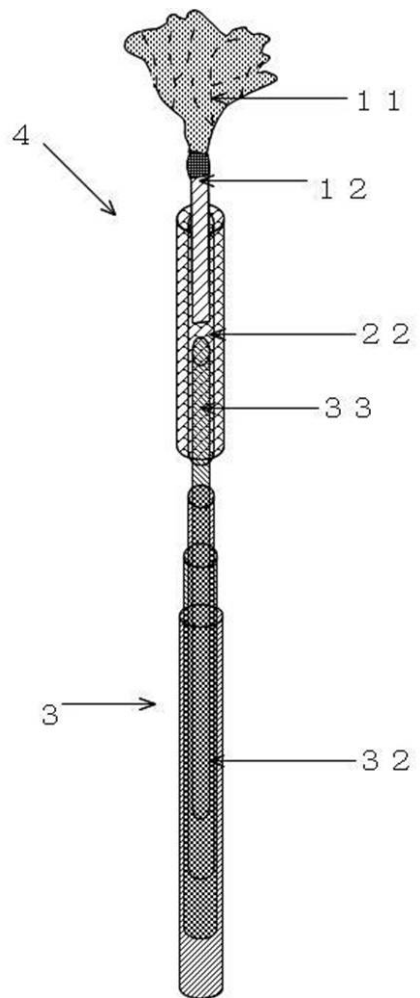
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

